

福岡市口腔保健支援センターについて

1. 概要

「歯科口腔保健の推進に関する法律」第15条に基づき、市内の関係部局や関係団体等と連携し、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発や情報提供、市民の歯科疾患の予防等に取り組み、本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進するため、平成27年4月1日に「口腔保健支援センター」を設置した。

2. 人員体制等

センター長(健康増進課長兼任)、主査(栄養指導係長兼任)、歯科医師1名、歯科衛生士1名の体制により、保健福祉局健康医療部に設置。

3. 主な業務

(1) 福岡市歯科口腔保健推進協議会の開催

本市における歯科口腔保健を推進することを目的として、歯科保健関係者に加え、学識経験者及び医療、社会福祉、教育、地域等の関係者から構成する会議を開催し、口腔保健の現状や今後の進め方について協議を行う。

(2) 歯科健診受診率の向上

乳幼児歯科健診、障がい児歯科健診、妊婦歯科健診、節目歯科健診の受診率向上を目指して、関係団体等と連携し普及啓発を強化する。

(3) 普及・啓発、情報提供等

地域の健康教育・講座等における情報提供や、一般市民向けの啓発媒体の配布等により、正しい知識の普及・啓発に努める。

(4) 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の向上

歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持・増進を図ることを目指して、施設等に入所する障がい者等に対して、その状況に応じた支援を行う。

<参考>

「歯科口腔保健の推進に関する法律」(抜粋)

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。